宝達志水町国土強靱化地域計画(令和3年度~令和7年度)



令和3年3月 石川県宝達志水町

I		はじめに	-
П		基本的な考え方 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	4
1	L	計画の位置づけ	6
2	2	計画の期間	4
3	3	基本目標	4
4	1	事前に備えるべき目標	4
5	5	基本的な方針	4
6	3	脆弱性評価 ————————————————————————————————————	;
7	7	起きてはならない最悪の事態の設定	2
Ш		「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価、推進方針、目標指標、	
		関連する計画等、個別事業	ļ
	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	ļ
		1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地	
		における火災による死傷者の発生	Ę
		1-2 大規模津波等による多数の死傷者発生	
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水及び洪水による	
		死傷者の発生	8
		1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生	1 (
		1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	1
		1-6 豪雪に伴う被害の拡大と孤立集落の発生	1 :
2	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	1 :
		2-1 消防、警察等の被害による救急・救助活動等の停滞	1 :
		2-2 医療機能等の麻痺	1 ′
		2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	1 8
		2-4 食糧、飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止	1 9
		2-5 感染症等の大規模発生	2 (
		2-6 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態	2
3	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	2 2
		3-1 行政機関の被災による行政機能の大幅な低下	2 :
4	1	大規模自然災害発生直後から必要不可欠なライフラインは確保する	2 3
		4-1 上下水道、電気、情報通信、燃料等のライフラインの長期間の機能停止	2 3
		4-2 地域交通ネットワークの機能停止	2 4
5	5	大規模自然災害発生後であっても、住民生活や経済活動を機能不全に陥らせない ――――	2
		5-1 物資の供給連鎖の寸断や中枢機能の麻痺等による経済活動の停滞	2
6	3	制御不能な二次災害を発生させない	2 (
		6-1 ため池、堤防、排水機場の機能不全による二次災害の発生	2 (
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	2 ′
7	7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる	
		条件を整備する	2 8
		7-1 大量に発生する災害廃棄物処理の停滞により復旧、復興が大幅に遅れる事態	2 8
		7-2 復旧、復興等を担う人材の絶対的不足	2 9
IV		計画の推進	3 :

I はじめに

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行された。

基本法の前文では、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から72時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。」とされている。

また、基本法第13条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

近年、未曾有の大震災である東日本大震災や広島市の集中豪雨による土砂災害、御嶽山噴火といった甚大な自然災害が多発するとともに、高度経済成長期に集中的に建設された公共インフラの老朽化も顕在化してきていることを踏まえ、宝達志水町では、基本法に則り、国土強靱化基本計画と石川県強靱化計画との調和を図るとともに、地域を支える住民や事業者との連携により、人命・財産の保護と迅速な復旧・復興を図るための指針を示すため、本計画を策定するものである。

Ⅱ 基本的な考え方

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づくものであり、下記の計画期間における本町の強靱化に関する取組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 本町の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

4 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠なライフラインは確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、住民生活や経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない
- (7) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5 基本的な方針

本計画では、国の「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」との調和を図るため、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・ 推進する。

- (1) 宝達志水町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- (2) 町内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・ 補完し合いながら、町全体の強靱化を図る。
- (3) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (4)公共インフラの整備・耐震化をはじめとするハード事業と、防災教育等によるソフト事業の組み合わせによる総合的な対策に取り組む。
- (5)「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取り組みを推進する。
- (6) 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- (7) 既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を

推進する。

- (8) 地域において、強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努める とともに、強靭化を推進する担い手を確保する。
- (9) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等弱者に十分配慮して施策を推進す る。

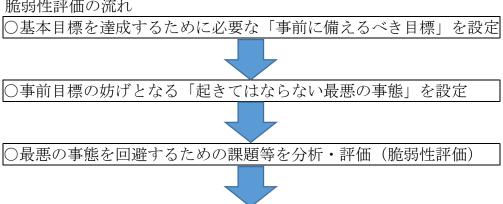
6 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取り組みの方 向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基 本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本町の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が 実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

(2) 脆弱性評価の流れ



○強靱化のための推進方針を検討・策定

7 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した7つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、「起きてはならない最 悪の事態」について設定した。

【起きてはならない最悪の事態】

	てはなりない取芯の事態	1	
目標 番号	事前に備えるべき目標	区分 番号	起きてはならない最悪の事態
	大規模自然災害が発生したときで	1-1	大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模 倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者発生
1		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸 水及び洪水による死傷者の発生
1	も人命の保護が最大限図られる	1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死 傷者の発生
		1-6	豪雪に伴う被害の拡大と孤立集落等の発生
		2-1	消防、警察等の被害による救急・救助活動等の停滞
		2-2	医療機能等の麻痺
	大規模自然災害発生直後から救	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2	助・救急、医療活動等が迅速に行わ れる	2-4	食糧、飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止
		2-5	感染症等の大規模発生
		2-6	多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活 が困難となる事態
3	大規模自然災害発生直後から必要 不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要 不可欠なライフラインは確保する	4-1	上下水道、電気、情報通信、燃料等のライフラインの長期 間の機能停止
		4-2	地域交通ネットワークの機能停止
5	大規模自然災害発生後であっても、 住民生活や経済活動を機能不全に 陥らせない	5-1	物資の供給連鎖の寸断や中枢機能の麻痺等による経済 活動の停滞
6	制御不能な二次災害を発生させな	6-1	ため池、堤防、排水機場の機能不全による二次災害の 発生
	<i>\</i> `		農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	大規模自然災害発生後であって も、地域社会・経済が迅速に再	7-1	大量に発生する災害廃棄物処理の停滞により復旧、復 興が大幅に遅れる事態
	建・回復できる条件を整備する		復旧、復興等を担う人材の絶対的不足

- Ⅲ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価、推進方針、目標指標、 関連する計画等、個別事業
- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火 災による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 住宅をはじめとする建築物等の耐震化が必要
- 2 建築物内の安全対策や避難路の安全確保、強化が必要
- 3 共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要
- 4 建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要
- 5 空家の適正な管理が必要

【推進方針】

- 1 建築物等の耐震化の推進
 - (1) 地震発生後の避難の妨げになるとともに、地震火災の発生の要因となる 住宅や建築物の倒壊の軽減を目指して、耐震化を推進する。
 - (2) 町民に耐震診断・耐震改修費の助成等の制度周知を進めるとともに、「宝達志水町耐震改修促進計画」(令和2年3月策定)に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。
 - (3) 「宝達志水町公共施設等総合管理計画」(平成28年3月策定)に基づき町 公共施設の耐震化や計画的・適切な維持管理を行う。
- 2 建築物内及び避難路の安全対策の推進
 - (1) 家具の転倒防止対策として、金具による家具の固定等による補強対策の普及・啓発を推進する。
 - (2) 地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板 等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維 持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。
 - (3) 危険ブロック塀の除却費を助成する制度の周知を進めるとともに、ブロック塀の倒壊防止等による避難路の安全対策を推進する。
 - (4) 緊急輸送道路や町道等の重要路線を優先して耐震性を強化する。
- 3 地域の防災力・災害対応力の向上
 - (1) 地域の災害対応力向上を図るため、防災士を育成するとともに、自主防災組織の組織数及び訓練実施率を高める、
 - (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築するほか、避難情報を収集する体制やその後の伝達手段などの構築を図る。
 - (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、 啓発をし、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。

- (4) 災害用ドローンの活用等や公衆無線LANの整備など先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。
- (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
- (6) 消防団各分団に配備している消防ポンプ車を適正な時期に更新すること により、地域防災力の充実強化を図る。
- (7) 消防団の新基準に対応した服装や装備品を、順次更新することにより団員確保や、安全の確立、地域防災力の充実を図る。
- (8) 機能別消防団の活性化を図り、地域の防災力強化につなげる。
- 4 建物密集地等、消火が困難となる地域の防火対策の推進
 - (1) 建物密集地区の建築物においては、防火性能を高めるよう町民への周知を図る。
 - (2) 出火率の低下や初期消火力を強化するため、住宅用火災警報器や感震ブレーカー及び家具等の転倒防止器具などの防災用品の配備を広く普及啓発し、予防体制の強化を図る。
 - (3) 木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、用水等自然 水利の活用を図る。
 - (4) 歴史建造物の防火対策を推進する。
- 5 空家の適切な管理の推進
 - (1) 「宝達志水町空家等対策計画」(平成31年3月策定)に基づき、空家等に 関する施策を総合的かつ計画的に推進する。特定空家等の除却について は、国の空き家対策総合支援事業等を活用する。

	目標指標	現況	目標
1(2)	住宅の耐震化率	53%	70%
1(3)	指定避難所の耐震化率	100%	100%
3(1)	自主防災組織の結成数	19/52集落	36/52集落
3(1)	防災士資格者数	122人	150人
3(2)	避難確保計画及び個別計画 の基本様式の作成	80.90%	100%
3 (5)	消防団員の定員確保	133人	134人
3 (8)	機能別消防団員の定員確保	13人	15人

大規模津波等による多数の死傷者発生

【脆弱性の評価】

1 津波からの確実な避難のため、避難路・避難場所の安全性確保や災害情報の収 集、伝達体制の強化、避難訓練による実効性向上が必要

【推進方針】

- 1 津波からの確実な避難を行うため各種取り組みを推進
 - (1) 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知を推進する。
 - (2) 緊急輸送道路を利用した緊急避難場所等、津波避難空間の確保を継続するとともに、実践的な津波避難訓練を継続的に実施する。
 - (3) 各種ICTを活用し情報収集・伝達体制を強化するとともに、消防団や自主 防災組織等の安全を確保するために、退避ルールの確立を推進する。
 - (4) 高齢者、障がい者の防災安全対策の促進や早めの避難行動に関する啓発・支援等を推進する。

	目標指標	現況	目標
1(1)	 津波ハザードマップの更新	平成30年度	令和5年度
1 (2) (3) (4)	避難訓練の実施	未実施	年2回

異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水及び洪水による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 長期的な浸水を防ぐため、河川等の整備・改修や補強や河川等堆積土砂除去等 による浸水対策等が必要
- 2 避難者に対し防災情報の的確な伝達が必要
- 3 関係機関との救助体制の連携強化が必要

【推進方針】

- 1 長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進
 - (1) 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害等を踏まえ、必要な雨水幹線の整備を計画的に実施するとともに、河川管理者による河川改修事業や堆積土砂除去を促進する。
 - (2) 幹線排水路や町道の側溝等の整備による浸水対策を推進する。
 - (3) 農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。
 - (4) 新たな開発行為等に対し、雨水調整池又は雨水浸透性桝等の設置を指導し、流出抑制対策を行う。
 - (5) 森林や農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など保全機能を維持向上するため、地域コミュニティ等による地域資源の適正な保全管理の推進を図る。
 - (6) 河川堤防の復旧や、内水排除等を速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設業者の調達を含め復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む。
- 2 防災情報の的確な伝達の推進
 - (1) 必要に応じてハザードマップの見直しをするとともに、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進する。
 - (2) 防災行政無線や緊急速報メール(エリアメール)、宝達志水町安心ほっとメールを用いて気象情報等を的確に伝達する。
 - (3) 河川の水位情報を把握し避難に備えるため、河川監視カメラや量水標の整備を推進する。
 - (4) 避難路の状況を把握するため、道路監視カメラの整備を推進する。
- 3 関係機関との救助体制の連携強化
 - (1) 浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。

	目標指標	現況	目標
2(1)	自主防災組織及び防災士へ の連絡体制の構築	紙面配布または電話 連絡	メールによる連絡体制の構築
2(1) (2)	宝達志水町安心ほっとメール の登録者率 登録者数÷世帯数	19.78%	22. 75%
2(2)	浸水を想定した避難訓練の 実施	未実施	浸水想定区域集落で 実施

土砂災害による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

1 土砂災害等による孤立集落の発生を未然に防止するための対策や、町民に対し 迅速で適切な災害情報の伝達が必要

【推進方針】

- 1 土砂災害への対応の強化
 - (1) 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進するよう関係機関に対し働きかけ、災害の未然防止を図る。
 - (2) がけ崩れのおそれのある箇所の「急傾斜地崩壊危険区域」への指定等、 土砂災害を起こすおそれのある箇所の指定を県に積極的に働きかける。
 - (3) 砂防関連施設の定期点検の実施や必要に応じた対策を講じるよう、積極的に施設管理者に働きかける。
 - (4) 土砂災害の危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するととも に、土砂災害に伴う避難勧告等の発令基準を予め定めることで、町民に 対する迅速な情報伝達と避難の呼びかけを行う。
 - (5) 地区の防災意識向上プログラムをはじめ、石川県土砂災害対策アクションプログラム(令和2年5月策定)に基づく施策を総合的に推進する。
 - (6) がけ地防災対策工事等補助制度の周知を進め、がけ崩れの減災を推進する。

	目標指標	現況	目標
1 (5)	地域防災マップ作成	3地区	15地区

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 住民等への情報伝達体制の強化が必要
- 2 町民の防災意識を向上させる取り組みが必要

【推進方針】

- 1 住民等への情報伝達体制の強化
 - (1) 防災行政無線をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、Jアラート 等、情報伝達手段の整備にICT*を活用する。
 - (2) 町民に避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、緊急速報メールや宝達志水町安心ほっとメール、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等も利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、通信設備の充実を強化する。
 - (3) 自主防災組織や防災士に対し、登録型メール配信サービスを使って避難支援等の情報伝達を図る。
 - (4) 外国人観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達 体制を構築する。
 - (5) 災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や、JIS規格及び国土地理院で定めるピクトグラムの活用を進める。
 - (6) 外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本町の観光情報をはじめ防災情報も取得できる公衆無線LANについて、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う。

2 防災意識の向上及び防災活動の推進

- (1) 町民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。
- (2) 防災士をはじめとする地域の防災リーダー育成や事業者の業務継続計画 の策定を促進する等、避難意識の向上を推進する。また、防災士の高齢 化も進んでいくことから若手の育成や、女性目線での支援対応も重要で あるため、女性防災士の育成を進める。
- (3) 実践的な避難訓練を通して、自らが命を守る主体者として適切な行動が とれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策(耐震化、家 具固定等)を発信する防災活動や、将来の地域防災を担う人材を育成する ための教育を推進し、地域防災力の向上を推進する。
- (4) 地域や学校等が行う防災訓練の内容指導や防災講座を合わせて行うことにより、町民一人一人の防災力の向上を図る。
- (5) 町が作成するハザードマップを周知させ、地域が作成する避難マップ作りに対し、助言や指導等の支援を行う。

*ICT:情報伝達技術

	目標指標	現況	目標
1(2) 再掲	宝達志水町安心ほっとメール の登録者率 登録者数:世帯数	19. 78%	22.75%
2(1) 再掲	自主防災組織数	19/52集落	36/52集落
2(2) 再掲	防災士資格取得数	122人	150人
2(2)	女性防災士の育成	22人	30人

豪雪に伴う被害の拡大と孤立集落等の発生

【脆弱性の評価】

- 1 除雪体制の強化のため道路管理者間の相互応援や町民の協力体制が必要
- 2 孤立が予想される地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要
- 3 交通対策に向けた取り組みの強化が必要

【推進方針】

- 1 除雪体制の強化
 - (1) 「宝達志水町道路除雪計画」に基づき、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果により出動を適切に判断し、積雪量が15cmに達すると予想される場合に出動する。
 - (2) 局地的な大雪にも対応できる除雪体制を構築する。
 - (3) 国道・県道に通じる町道については、国や県と連携し道路ネットワーク 全体の除雪体制の強化によりライフラインの安全確保を図る。
 - (4) 住宅密集地や人家連たん部の狭あいな道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。
 - (5) 急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等においては、スリップ事故等の防止のため凍結防止剤の散布に努める。
 - (6) 消融雪装置施設の計画的な整備と適切な維持管理に努める。
 - (7) 町が保有する除雪機械の計画的な更新や民間の除雪業者の支援を継続的 に行うとともに、除雪オペレーターの人材育成に努め、大雪時の除雪体 制の整備を図る。
 - (8) 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車格納庫等、必要な簡所の除雪を実施する。
 - (9) 集落をはじめとする各種団体への除雪協力を促進し、希望する集落には 歩道用除雪機を貸与する。
 - (10) 自力での除雪が困難な世帯には、自主防災組織等を中心とした協力体制を構築する。
- 2 孤立集落への迅速な対応の実施
 - (1) 孤立集落の被災状況が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう、関係機関と事前に調整を図る。
- 3 交通対策に向けた取り組みの推進
 - (1) 公共交通機関(コミュニティバス、鉄道等)の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行う。
 - (2) 道路渋滞が発生した際には、ホームページ等により渋滞情報を広報周知 するとともに、不要不急の外出を抑制する。
 - (3) 渋滞が長期化し、支援が必要な場合には、飲料、食糧、燃料の提供を行う。

	目標指標	現況	目標
1(1)	道路除雪計画の見直し	平成30年度	令和5年度

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2 - 1

消防、警察等の被害による救急・救助活動等の停滞

【脆弱性の評価】

- 1 救急・救助機関の機能維持・情報の収集伝達機能の強化や消防水利の整備が必要
- 2 警察や自衛隊との連携強化や要支援者の救助体制構築が必要

【推進方針】

- 1 応急活動を担う機関の機能強化
 - (1) 地震により消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を検討する。
 - (2) 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救急・救助機関の災害対応力の強化を推進する。
- 2 警察や自衛隊との連携強化・要支援者の救助体制の整備
 - (1) 災害対策本部・消防・警察・自衛隊等と救急・救助活動機関との連携を 図り、要救助者や資機材等の情報共有や体制づくりを図るとともに、そ の実効性を高める。
 - (2) 災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、非常用通信や非常用電源の確保のほか、水・食料、燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。
 - (3) 大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。
 - (4) 消防団の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織と連携した防災訓練等の取り組みを推進する。
 - (5) バイスタンダー*の育成や地域防災力の強化を推進する。
- 3 消防団や自主防災組織の連携強化を図り、地域防災力の向上を図る。
 - (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、 自主防災組織の訓練の実施率を高める。(1-1再掲)
 - (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。(1-1再掲)
 - (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、 啓発をし、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。(1-1再掲)
 - (4) 災害用ドローンの活用等やWi-Fiの整備など先進の防災技術を駆使して、 複雑多様化する災害に対応できる消防体制を構築する。(1-1再掲)
 - (5) 消防団員の定数を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。

*バイスタンダー: 救急現場に居合わせた人で、適切な処置が出来る人が到着するまでの間に救命のための応急手当を行う事が出来る人

(6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。(1-1再掲)

	目標指標	現況	目標
3(1) 再掲	 自主防災組織の結成数 	令和元年度 19/52集落	令和6年度 36/52集落
3(1) 再掲	防災士資格者数	令和元年度 119人	令和6年度 150人

医療機能等の麻痺

【脆弱性の評価】

- 1 災害時の医療体制や搬送体制の整備や医療施設の耐震化が必要
- 2 医療機関間での連携や医療物資搬送のための道路網確保が必要

【推進方針】

- 1 医療機能等の整備
 - (1) 災害時にDMAT(災害派遣医療チーム)や医薬品等のニーズ把握、支援要請等を的確に行うため、関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。
 - (2) 医療施設の耐震化や事業継続計画の策定、災害時医療活動資機材の整備 等、医療活動に必要な対策を促進する。
 - (3) 町立宝達志水病院について、防災訓練等を通じて機能の維持向上を図る。
- 2 搬送経路の確保
 - (1) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震性を強化する。(1-1再掲)

	目標指標	現況	目標
1(1)	ドクターヘリの ランデブーポイント数	15箇所	15箇所

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【脆弱性の評価】

- 1 中山間地域における地域防災力の向上が必要
- 2 緊急輸送道路の迂回路となる支援道路(既存道路を含む)の整備が必要

【推進方針】

- 1 地域の防災力・災害対応力の向上(1-1再掲)
 - (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率を高める。
 - (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
 - (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、
 啓発をし、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
 - (4) 災害用ドローンの導入等やWi-Fiの整備など、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる消防体制を構築する。
 - (5) 消防団員に対し定期的な研修と実務講習を実施して災害対応能力を向上させ、地域住民に対する防災指導力を強化する。
 - (6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車は適正な時期に更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。
 - (7) 消防団の新基準に対応した服装や装備品について、順次更新することにより団員確保や、安全の確立、地域防災力の充実を図る。
 - (8) 機能別消防団の活性化を図り、地域の防災力強化につなげる。
 - (9) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難行動要支援 者に対する支援体制について、自主防災組織や集落等を始めとする地域 の共助による避難支援体制を構築する。
 - (10) 避難行動要支援者やその避難支援を行う自主防災組織などには、避難情報を収集する体制やその後の伝達手段などを構築させる。
- 2 緊急輸送道路の迂回路の確保
 - (1) 交通ネットワークの遮断により中山間地域の孤立化を防ぐため、幹線道路以外の橋梁の耐震化や町道等の狭隘道路の改良等を推進するほか、緊急輸送道路として、幹線道路以外の迂回路の確保を図る。

	目標指標	現況	目標
2(1)	町道橋梁の耐震化	1	6
2(1)	農道橋梁の耐震化	広域農道で耐震を満 たしていない橋梁 (3橋)	耐震工事を実施

食糧、飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性の評価】

- 1 避難所や家庭、事業所での防災用品の備蓄や応援協定業者との連携が必要
- 2 上水道の応急給水体制の整備が必要
- 3 物資供給の停止を防ぐため交通ネットワークの災害対応力向上が必要

【推進方針】

- 1 関係機関と連携した防災用品の備蓄や連携強化の推進
 - (1) 指定避難所への食糧等の備蓄品を充実強化するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、町、民間事業者、地域団体等と連携して備蓄を推進する。
 - (2) 生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携をする。
- 2 上水道の応急給水体制の整備促進
 - (1) 上水道施設の各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な 応援体制の構築を進める。
- 3 災害に対応した交通ネットワークの向上
 - (1) 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。

【目標指標】

	目標指標	現況	目標
1(1)	食糧備蓄率	56%	100%
2(1)	応急給水袋の備蓄	100袋	500袋

*食糧備蓄率:備蓄食糧カロリー数÷被災想定者数3日分の必要カロリー数 被災者数を総人口の6%と試算

感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

- 1 避難所における感染症の予防対策が必要
- 2 災害時に適切にし尿を処理する体制整備が必要

【推進方針】

- 1 避難所での感染症対策の推進
 - (1) 平時からの感染症予防対策(手洗い、うがい等)の啓発や予防接種を推進するともに、災害時の避難所における手指消毒剤等の衛生用品の整備に努める。
- 2 平時からの災害時を想定したトイレの調達手段の確立や災害協定の締結
 - (1) 平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、携帯トイレ等の備蓄を推進するとともに、災害時におけるトイレの調達手段の確立を図る。
 - (2) 仮設トイレ等のし尿管理について、適宜、堆積状況を調査するとともに、収集業者と回収の調整を図る。
 - (3) 災害時応援協定による仮設トイレ数の把握や、避難所のトイレ管理において、し尿処理業者との災害応援協定の締結を進める。

	目標指標	現況	目標
1(1)	予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種(MR)	第1期 87.3% 第2期 94.5%	毎年度95%以上
1(1)	手指消毒液の備蓄数	202本/1L	255本/1L
1(1)	サージカルマスクの備蓄数	6,000枚	8,000枚
2(1)	簡易トイレの備蓄数	34	108
2(3)	し尿処理業者との災害協定 締結	1	締結

多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態

【脆弱性の評価】

- 1 迅速な避難所の開設や運営体制の構築や防災備蓄品等の充実強化が必要
- 2 避難生活の長期化に向けた支援体制や生活再建を支援する体制の構築が必要

【推進方針】

- 1 迅速な避難所の開設及び運営
 - (1) 町職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
 - (2) 指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所施設の機能向上を推進する。
 - (3) 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導体制を図る。
 - (4) 避難行動要支援者の受け入れ強化を図るため、福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設との協定を推進する。
- 2 避難生活の長期化に対する支援体制の整備
 - (1) 多様な避難所でのニーズや要支援者の特性を考慮し、避難者が安心して 生活できる場を提供するとともに、福祉サービスや保健医療サービスの 提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報支援、専 門家による心のケア等、関係部局・機関と連携を図り、避難者の支援体 制を整備する。
 - (2) 被災者の早期の生活再建を支援するため、り災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。
 - (3) 避難施設に再生可能エネルギー設備を整備し、災害時にエネルギー供給機能を強化する。

	目標指標	現況	目標
1(1)	自主防災組織等に対する防 災講座	17回/年	30回/年
1 (4)	災害協定を締結する福祉避 難所との受け入れ訓練	未実施	各施設年1回実施
1(4)	福祉避難所としての災害協 定数	4	4
1 (4)	福祉避難所の設置数	4	4
2(1)	要配慮者のための防災行動 マニュアル作成	未策定	令和5年度までに作 成

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1

行政機関の被災による行政機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 1 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要
- 2 広域応援協定の締結や、災害時の受援計画を策定し支援者の受入れ体制が必要

【推進方針】

- 1 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持
 - (1) 「宝達志水町業務継続計画」(平成31年3月策定)に基づき、災害時の優先 業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発 災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化す る。
 - (2) 公共施設等総合管理計画(平成28年3月策定)に基づき、庁舎や公共施設の 耐震化などの総合的・計画的な維持管理を推進する。
 - (3) 庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を図るととも に、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を 推進する。
 - (4) 有線通信の途絶に備え、防災行政無線(衛星系)や衛星携帯電話の整備等 の災害時の通信手段の多重化を図る。
- 2 支援者の受入れ体制の構築
 - (1) 被災や業務量の増大による職員の絶対的不足に備え、あらかじめ広域応援協定を締結し、支援自治体などからの職員や支援物資などを効率的に受け入れる体制を構築する。
 - (2) 応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を構築する。

	目標指標	現況	目標
1(3)	庁舎の非常用電源の稼働時 間の確保	72時間	72時間
1 (1) 2 (1)	受援計画の策定	未策定	令和5年度までに策 定

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠なライフラインは確保する

4 - 1

上下水道、電気、情報通信、燃料等のライフラインの長期間の機能停止

【脆弱性の評価】

- 1 上下水道施設の耐震化や老朽化対策が必要
- 2 電力・情報通信業者等との情報共有体制の整備が必要

【推進方針】

- 1 上下水道施設の耐震化等の推進
 - (1) 上水道施設や管路の耐震化・老朽化対策を推進する。
 - (2) 下水道施設や管路の耐震化・老朽化対策を推進する。
 - (3) 耐震性に優れる浄化槽を生活排水処理基本計画(平成27年改訂)等に基づき整備を促進する。

2 各種事業者との連携強化

- (1) 避難者が、避難所での情報収集や安否情報の登録など、安定した通信に おいてインターネット接続が行えるよう、公衆無線LANの整備を促進す る。また、災害事務手続きを行う拠点施設などにおいても公衆無線LANの 整備を行う。これらの施設において、災害時での使用はもちろん、日頃 からも使用できることを周知する。
- (2) 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、 民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時にお いて確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。

	目標指標	現況	目標
1(1)	水道配水管耐震化率の向上	8%	12%
1(2)	下水道施設の耐震化数 (下水道処理場)	1	2
1(2)	マンホール浮上防止対策箇所数 (重要な幹線)	50	161
2(2)	燃料(エネルギー)供給事 業者との災害協定	1者と締結	1者と締結

地域交通ネットワークの機能停止

【脆弱性の評価】

1 緊急輸送道路の防災・減災対策が必要

【推進方針】

- 1 災害に対応した交通ネットワークの向上(2-4再掲)
 - (1) 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの強化を働きかける。
 - (2) 関係行政機関による国道や主要地方道等の災害対応力の強化を働きかける。
 - (3) 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の点検や橋梁の耐震化を推進する。
 - (4) 災害時の迂回路となる県道・町道・農道等の計画的な整備や改良を推進する。
 - (5) 災害時応援協定を締結している民間団体等との連携を強化する。

	目標指標	現況	目標
1(5)	災害時の道路交通を可能と する事業者との災害協定数	1者と締結	1者と締結
1(5)	災害時の物資供給拠点とな る施設	2	2
1 (5)	災害時の物資輸送に関する 災害協定	未締結	令和5年度までに締 結予定

5 大規模自然災害発生後であっても、住民生活や経済活動を機能不全に陥らせない

5 - 1

物資の供給連鎖の寸断や中枢機能の麻痺等による経済活動の停滞

【脆弱性の評価】

- 1 事業継続計画の策定等、企業の事業活動を継続するための取り組みが必要
- 2 経済活動を停滞させないため減災への取り組みの強化が必要

【推進方針】

- 1 民間事業者による事業継続計画策定の促進
 - (1) 民間事業者による事業継続計画の策定を推奨し、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取り組みを促進する。
- 2 減災への取り組み強化の推進
 - (1) 上水道施設や管路の耐震化・老朽化対策を推進する。(4-1再掲)
 - (2) 下水道施設や浄化槽の計画的な維持管理、耐震化及び更新を図る。(4-1 再掲)
 - (3) 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。
 - (4) 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの強化を働きかける。(4-2 再掲)
 - (5) 緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進する。(4-2再掲)
 - (6) 災害時の迂回路となる県道・町道・農道等の計画的な整備や改良を推進する。(4-2 再掲)
 - (7) 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、 民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。(4-1 再掲)
 - (8) 石油やガス機器の耐震化やマイコンメーターの設置促進等、減災に繋がる安全機器の対策を推進する。
 - (9) 有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有し、町民に対して適切に周知できる体制を構築する。

	目標指標	現況	目標
2(7) 再掲	燃料 (エネルギー) 供給事 業者との災害協定	1者と締結	1者と締結
2(7) 再掲	災害時の道路交通を可能と する事業者との災害協定数	1者と締結	1者と締結
2(7) 再掲	災害時の物資供給拠点とな る施設	2	2
2(7) 再掲	災害時の物資輸送に関する 災害協定	未締結	令和5年度までに締 結予定

6 制御不能な二次災害を発生させない

6 - 1

ため池、堤防、排水機場の機能不全による二次災害の発生

【脆弱性の評価】

- 1 ため池の被害防止のため、老朽化対策や耐震化等の推進とため池ハザードマップ等を活用した対策が必要
- 2 堤防、護岸等や排水機場の適切な維持管理や長寿命化対策が必要

【推進方針】

- 1 ため池の老朽化対策や耐震化の推進とため池ハザードマップの活用の推進
 - (1) ため池の改修や補強、耐震化及び廃止などを計画的に実施して行くとともに、ため池ハザードマップを有効に活用し、地域住民への周知を図り、ハードとソフト対策を並行して総合的な災害対応力の強化を推進する。
- 2 堤防、護岸等や排水機場の適切な維持管理や長寿命化対策の推進
 - (1) 水位監視機能の強化のため、監視用カメラ等の整備により省力化を推進する。

	目標指標	現況	目標
1(1)		重要なため池の中で 耐震を満たしていな いもの (3箇所)	耐震工事を実施

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性の評価】

- 1 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理 の維持が必要
- 2 災害に強い森林づくりが必要

【推進方針】

- 1 農地・農業水利施設等の保全管理の推進
 - (1) 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理のため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払を活用する集落への支援を推進する。
- 2 災害に強い森林づくりの推進
 - (1) 森林の公益的機能を持続的に発揮していくため、多様で健全な森林の整備や保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、県産材の利用促進、鳥獣被害等の防止等、森林整備を計画的に推進する。
 - (2) 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業等の意欲ある多様な担い手の確保や育成を図り、持続可能な農林業に資する取り組みを推進する。

	目標指標	現況	目標
2(1)	鳥獣被害防止のための電気 柵等設置	・必要性の高い箇所 への設置完了 ・個人での設置・管 理	・経年劣化等による 電気柵等の交換 ・集団的管理
2(2)	新規就農者の支援	農業所得が不安定 (100万円未満)	農業所得の安定を図 る(100万円以上)

7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件 を整備する

7 - 1

大量に発生する災害廃棄物処理の停滞により復旧、復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 1 災害廃棄物処理計画による体制整備が必要
- 2 有害物質の漏えい等の防止対策についての周知が必要

【推進方針】

- 1 災害廃棄物処理計画による体制整備
 - (1) 町民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理体制の整備を推進する。
 - (2) 適正処理が困難な災害廃棄物の大量発生に備え、当該廃棄物の処理ルート及び仮置場等を確保する。
 - (3) 民間の廃棄物処理業者及び関連団体との協定締結を推進し、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する。
 - (4) 大規模災害に対応した、他市町との相互援助協定を締結し、他市町間での支援の調整を行う。
 - (5) 石川県災害廃棄物処理指針に基づき、石川県と他市町との連携や支援について調整を図る。
 - (6) 災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみ減量 化やリサイクルの向上を図る。
 - (7) 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び衛生面、リユース、リサイクルの観点から、仮置場では搬入時から可能な限り種類別に分別して保管し、処理期間の短縮及びリサイクルの向上を図る。
- 2 有害物質の漏えい等の防止体制の構築
 - (1) 有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有し、町民に対して適切に周知できる体制を構築する。

	目標指標	現況	目標
1(1)	宝達志水町災害廃棄物処理 計画の策定	未策定	策定
1(6)	家庭系ごみの総排出量	2, 683t	2, 549t
1(6)	事業系ごみの総排出量	1,060t	1,007t

復旧、復興等を担う人材の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- 1 町民一人ひとりの災害対応力向上や防災士の育成、自主防災組織の向上が必要
- 2 災害ボランティアの活動環境を整備することが必要
- 3 建設業界の担い手の確保や育成に取り組むことが必要

【推進方針】

- 1 地域の防災力・災害対応力の向上(1-1再掲)
 - (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、 自主防災組織の訓練の実施率を高める。
 - (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
 - (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、 啓発をし、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
 - (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する 災害に対応できる消防体制を構築する。
 - (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
 - (6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。
 - (7) 消防団の新基準に対応した服装や装備品について、順次更新することにより団員確保や、安全の確立、地域防災力の充実を図る。
 - (8) 機能別消防団の活性化を図り、地域の防災力強化につなげる。
 - (9) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難行動要支援 者に対する支援体制について、自主防災組織や集落等を始めとする地域 の共助による避難支援体制を構築する。
 - (10) 避難行動要支援者やその避難支援を行う自主防災組織などには、避難情報を収集する体制やその後の伝達手段などを構築させる。
- 2 災害ボランティアの活動環境の整備
 - (1) 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図る。
- 3 建設業界の担い手確保・育成
 - (1) 社会資本の整備や除雪・災害時の対応等、地域の安全・安心を確保する ため、業界団体や行政、町民が連携し、担い手の確保や育成及び町民協 働に取り組む。

	目標指標	現況	目標
1(1) 再掲	防災士資格取得数	122人	150人
1(1) 再掲	自主防災組織の結成数	19/52集落	36/52集落
1(5) 再掲	消防団員の定員確保	133人	134人

IV 計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、県等の国土強靱化に係る取り組みの進捗状況等を考慮しながら、必要な見直しを行うことを基本とする。